

移動系通信における禁止行為規制に関する 業務の状況等の確認結果

令和元年6月7日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課

電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(平成30年度)で定めた実施内容

3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

3-3 移動系通信における禁止行為規制に関する業務の状況等の確認

禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じる恐れがあるため、移動系通信における市場支配的事業者※によるその特定関係法人に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

※ 電気通信事業法第30条第1項の規定に基づき、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)が指定されている。

○電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)

(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人(第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。)である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

4～6 (略)

- ① ドコモに対して禁止行為規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況等を確認。
- ② ドコモ及び同社の特定関係法人(総務大臣が指定する者*以下同じ。)に対して、ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容を確認。

※ 総務大臣が指定する者: 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

	確認対象事業者	確認項目及び確認結果の概要
①	ドコモ	<p>ア. 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「接続関連情報」という。)の目的外利用・提供が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <p>イ. 電気通信業務について、ドコモの特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱い・利益供与が行われないようにするために講じた措置及びその実施状況等(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <p>⇒ 相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置する、禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施する等、一定の措置が講じられていることを確認した。</p>
②	ドコモ ドコモの特定関係法人	<p>ア. ドコモと同社の特定関係法人との間の電気通信業務に関する契約及び電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約の内容(他事業者とドコモ又は同社の特定関係法人との間に提供条件に差がある場合はその理由)</p> <p>⇒ 電気通信業務に関する契約 禁止行為に該当すると認められる契約は確認できなかった。</p> <p>⇒ 電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務 ドコモの特定関係法人に対し、優先的な取扱いをし、又は利益を与えると認められる契約は確認できなかった。</p>

確認内容及び確認結果	対応方針
<p><接続関連情報の目的外利用・提供> 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「接続関連情報」という。)を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 －当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 －接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施。 －業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、業務委託先に対して、情報管理遵守に関する確認書面の提出、社員への情報管理研修の実施、社員からの情報管理に関する誓約書の取得を義務付け。また、接続関連情報を専用に取り扱うシステムにおける利用権限の管理は、業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、当該業務委託先の社員も対象としている。 ● 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。
<p><電気通信業務に関する不当に優先的な取扱い・利益供与> ドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第2号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドコモの特定関係法人に対して不当に優先的な取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 <ul style="list-style-type: none"> －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ● 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当に優先的な取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 不当に優先的な取扱い・利益供与が行われていないか、引き続き注視。

※ MNO :電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。)を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設(開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。)又は運用している者。
 MVNO:①MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

確認内容及び確認結果	対応方針
<p><電気通信業務に関する不当に優先的な取扱い・利益供与> ドコモは、電気通信業務について、同社の特定期関係法人に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(再掲)(電気通信事業法第30条第3項第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ドコモと社の特定期関係法人との間で以下の契約があることを確認。 <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>構成員限り</p> </div> <p>禁止行為に該当すると認められる契約は確認できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、不当に優先的な取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。(再掲) <p><電気通信業務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する優先的な取扱い・利益供与></p> <ul style="list-style-type: none"> ドコモと社の特定期関係法人との間で以下の契約があることを確認。 <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>構成員限り</p> </div> <p>特定期関係法人に対し、優先的な取扱い等を行っているとして認められる契約は確認できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省が調査を行ったMNO及びMVNOからは、優先的な取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 不当に優先的な取扱い・利益供与がなされていないか、引き続き注視。